

令和6年能登半島地震により被害を受けた町民の方への支援制度(内灘町)

支援制度に関する情報は、随時更新しております。

各支援の詳細は広報うちなだや町ホームページでご確認をお願いいたします。

支援制度



R6.8.16 現在

	どんなとき・対象の方	制度名称	概要	申請	問い合わせ先・受付時間
被害の届出	地震保険等の請求や、各種支援制度を利用するために必要です	罹災(被災)証明書	申請に基づき、被災した家屋等の被害状況の調査を行い、確認できた被害について「被害の程度」等について証明します。	必要	住民課(申請・発行) ☎(076)286-6701 税務課(調査) ☎(076)286-6706 8:30~17:15(土日祝除く)
		被災届出証明書	家屋以外の構築物・動産(車両や家財等)・土地について、被害の状況を町に届け出たという事実を証明します。	必要	住民課 ☎(076)286-6701 8:30~17:15(土日祝除く)
生活・住まいに関する支援	地震により発生したごみを処分したい	災害廃棄物仮置場	地震により町内で発生した使用できない家財等の災害ごみを蓮湖渚公園で受け入れています。(荒天時は中止の場合あり)	不要	住民課(環境管理室) ☎(076)286-6701 開設時間 9:00~15:00(毎週日曜日)
	被害を受けた家屋などを解体・撤去したい	公費による被災家屋の解体・撤去	「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の被災した家屋等について、町が所有者に代わって解体・撤去を行います。 ※被災家屋等の所有者の申請が必要です。 ※住宅の応急修理制度との併用はできません。	必要	住民課(環境管理室) ☎(076)286-6701 8:30~17:15(土日祝除く) 申請は予約制です。事前に電話での予約が必要です。
	自宅での生活が難しく、一時的な住まいを確保したい	賃貸型応急住宅	住宅に大きな被害を受けた被災者に対し、民間賃貸住宅(アパート等)を応急住宅として供与します。 ※不動産会社による仲介物件が対象です。	必要	企画課 ☎(076)286-6727 8:30~17:15(土日祝除く)
		公営住宅・建設型応急住宅	住宅に大きな被害を受けた被災者に対し、公営住宅(町営・県営等)、プレハブ住宅等を供与します。	必要	都市建設課 ☎(076)286-6710 9:00~16:00(土日祝除く)
	応急仮設住宅・公営住宅に入居する(している)	生活家電の購入に対する支援	町内の応急仮設住宅(賃貸型・建設型)・公営住宅に入居する方に対し、洗濯機、冷蔵庫、テレビ及びエアコンを購入した費用を支援します。(上限あり、超過分は自費)	必要	企画課(賃貸型) ☎(076)286-6727 8:30~17:15(土日祝除く)
					都市建設課(公営住宅・建設型) ☎(076)286-6710 8:30~17:15(土日祝除く)
	日常生活に必要な部分を修理したい(屋根、トイレ、台所など)	住宅の応急修理制度	日常生活に必要不可欠な最小限度の応急修理費用の一部を町が修理業者に支払います。 ※準半壊以上の被災家屋が対象です。	必要	地域産業振興課 ☎(076)286-6708 8:30~17:15(土日祝除く)
液状化等により被害を受けた住宅や宅地を復旧したい	住宅耐震化促進事業	地震で耐震性が低下した住宅の耐震改修、傾斜修復費用の一部を支援します。 ※傾斜修復については、被災宅地等復旧支援事業との併用は不可	必要	都市建設課 ☎(076)286-6710 9:00~16:00(土日祝除く) 申請・相談は予約制です。事前に電話での予約が必要です。(9/2~)	
	被災宅地等復旧支援事業	擁壁、地盤、宅地のり面等の復旧、住宅の地盤改良、傾斜修復費用の一部を支援します。 ※傾斜修復については、住宅耐震化促進事業との併用は不可	必要		
お金	住宅被害により、建築・購入・補修・賃貸への引越などを行う	被災者生活再建支援金	生活基盤に被害を受けた世帯に対して支援金を支給し、生活の再建を支援します。	必要	総務課 ☎(076)286-6720 9:00~17:00(土日祝除く)
	国内外の皆さんから寄せられた義援金の配分	義援金の配分	人的または住家の被害を受けた方や世帯等に対して義援金を配分します。	必要 ※被災者生活再建支援金等の申請を行った場合は不要	会計課 ☎(076)286-6707 9:00~17:00(土日祝除く) ※県義援金の内容については、義援金配分委員会事務局まで(石川県健康福祉部企画調整室) ☎(076)225-1412
	地震により死亡・重度の障害を負った	災害弔慰金・災害障害見舞金	災害により亡くなられた方の遺族や、重度の障害を受けた方に対して見舞金を支給します。	必要	総務課 ☎(076)286-6720 9:00~17:00(土日祝除く)

	どんなとき・対象の方	制度名称	概要	申請	問い合わせ先・受付時間
学校・子育て	学用品費・学校給食費等を援助してほしい	被災児童生徒就学援助制度	災害により経済的な理由で就学が困難な方に対して学用品費・学校給食費など、学校にかかる費用の一部を援助します。	必要	学校教育課 ☎(076)286-6717 8:30~17:15 (土日祝除く)
	避難先から公共交通機関を利用して通学している	被災児童生徒通学費補助金	避難先から公共交通機関(電車・バス)を利用して通学している児童生徒の保護者に対して定期券購入費等の通学費を補助します。	必要	
	保育所または学童保育を利用している	保育料・学童保育料の免除	「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の住家被害を受けた場合、令和6年1月~12月分の保育料・学童保育料を免除します。	必要	子育て支援課 ☎(076)286-6726 8:30~17:15 (土日祝除く)
支払等の減免	納税している方	町税の減免等 ①住民税 ②固定資産税等	「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の住家被害を受けた方の①令和4年中の所得に応じて②被害の程度に応じて減免します。	不要	税務課 ☎(076)286-6706 8:30~17:15 (土日祝除く)
	住宅、家財などについて、約1/2以上の損害がある	国民年金保険料の特例免除	申請が承認されると納付が免除されます。 ※罹災証明書または被害認定書が必要です。	必要	保険年金課 ☎(076)286-6702 8:30~17:15 (土日祝除く)
	国民健康保険、後期高齢者医療保険または介護保険の加入者	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免	下記①~③のいずれかに該当する世帯の国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料を減免します。 ①住宅が半壊以上の損害を受けた世帯 ②主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病、行方不明となった世帯 ③主たる生計維持者が被災により事業等を廃止または失業、収入が減少した世帯	①：不要 ※内灘町以外の市町で発行された罹災証明書をお持ちの方は必要 ②：必要 ③：必要	福祉課 ☎(076)286-6703 8:30~17:15 (土日祝除く)
		介護保険料(65歳以上の第1号被保険者)の減免			
	病院を受診する	医療保険の一部負担金の免除	下記の①・②のいずれかに該当する方は、医療費及び介護サービス利用料の支払いが免除されます。 ①住家の全半壊やこれに準ずる被災をした ②地震の影響により、主たる生計維持者が次の状態になった〔死亡、重篤な傷病、休廃業、失職等〕	医療機関・介護サービス事業所等の窓口での申出が必要	保険年金課 ☎(076)286-6702 8:30~17:15 (土日祝除く) ※詳細は加入している保険者にお問い合わせください。
	介護サービスを利用する	介護サービス利用料の免除	福祉課 ☎(076)286-6703 8:30~17:15 (土日祝除く)		
	上下水道が復旧していない地区	上下水道料金の減免	上下水道の復旧状況に応じて水道料金および下水道使用料を減免します。	不要	上下水道課 ☎(076)286-1115 8:30~17:15 (土日祝除く)
被災に関する手続きや申請のために、住民票や所得証明書など証明書を発行したい	住民票や所得証明書など証明書の交付手数料の減免	被災に関する手続きをするために必要な証明書(住民票や所得証明書など)を発行する場合の手数料を減免します。	罹災(被災)証明書の提示が必要	住民課 ☎(076)286-6701 8:30~17:15 (土日祝除く)	
				税務課 ☎(076)286-6706 8:30~17:15 (土日祝除く)	
事業者支援	工場・店舗などの施設、設備に被害をうけた中小企業、小規模事業者、個人事業主	なりわい再建支援等補助金	「石川県なりわい再建支援補助金」「小規模事業者持続化補助金」に対する上乗せ支援をします。	必要	地域産業振興課 ☎(076)286-6708 8:30~17:15 (土日祝除く)
	町内店舗等での消費を喚起	元気内灘地域応援クーポン券	全世帯の世帯主にクーポン券10,000円分(500円券×20枚)を郵送しております。取扱店舗として登録された町内の店舗・事業所にて使用できます。	不要	
		プレミアム付商品券	1セット14,000円分(500円券×14枚×2冊*)の商品券を10,000円で販売します。 ※全店共通券(全ての取扱事業所で利用可能)、専用券(スーパーマーケット及びドラッグストア以外の取扱事業所で利用可能)各1冊	購入が必要	内灘町商工会 ☎(076)286-4200 8:30~17:30 (土日祝除く)
ボランティア	家の掃除・片付け、災害ごみの搬出などを手伝ってほしい	災害ボランティア	災害ボランティアがお困りごと(被災した家の掃除・片付け、災害ごみの搬出など)を無料でお手伝いします。※活動日は原則日曜日	必要	内灘町社会福祉協議会 ボランティアセンター ☎080-6879-9765 ☎080-6879-9766 9:00~16:00